

船舶事故調査報告書

令和7年8月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年10月11日 13時51分頃
発生場所	愛知県南知多町 ^{とび} 鳶ヶ崎北北東方沖 大井港口灯標から真方位 017° 1.3海里 (M) 付近 (概位 北緯 $34^{\circ} 44.6'$ 東経 $136^{\circ} 58.8'$)
事故の概要	漁船礼月丸は、えい網しながら北西進中、また、プレジャーボート ^{あやつき} SEA HAWKⅢは、北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年10月23日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数 A 漁船 礼月丸、9.7トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 AC2-4307 (漁船登録番号)、個人所有 第240-47547号 (船舶検査済票の番号)</p> <p>B プレジャーボート SEA HAWKⅢ、4.3トン 240-55620 愛知、個人所有</p>
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型・特定</p> <p>B 船長B、一級小型・特殊・特定</p>
負傷者	なし
損傷	<p>A 左舷中央部外板に亀裂、操舵室区画の左舷側壁に破損等</p> <p>B 右舷船首部手すりに曲損</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、鳶ヶ崎北北東方沖において、漁ろう中であることを示す黒色鼓形形象物を掲げ、自動操舵により針路を北西方に向け、約5ノット (kn) の速力（対地速力、以下同じ。）で底引き網のえい網を行っていた。</p> <p>船長Aは、船尾甲板で、乗組員と共に腰を屈めた体勢で漁獲物の選別作業中、時折、周囲を見渡して見張りを行っていたところ、左舷船尾方からA船に接近するB船を視認し、衝突を避けようと操舵室に向かったものの間に合わず、A船の左舷中央部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>(図1 参照)</p>

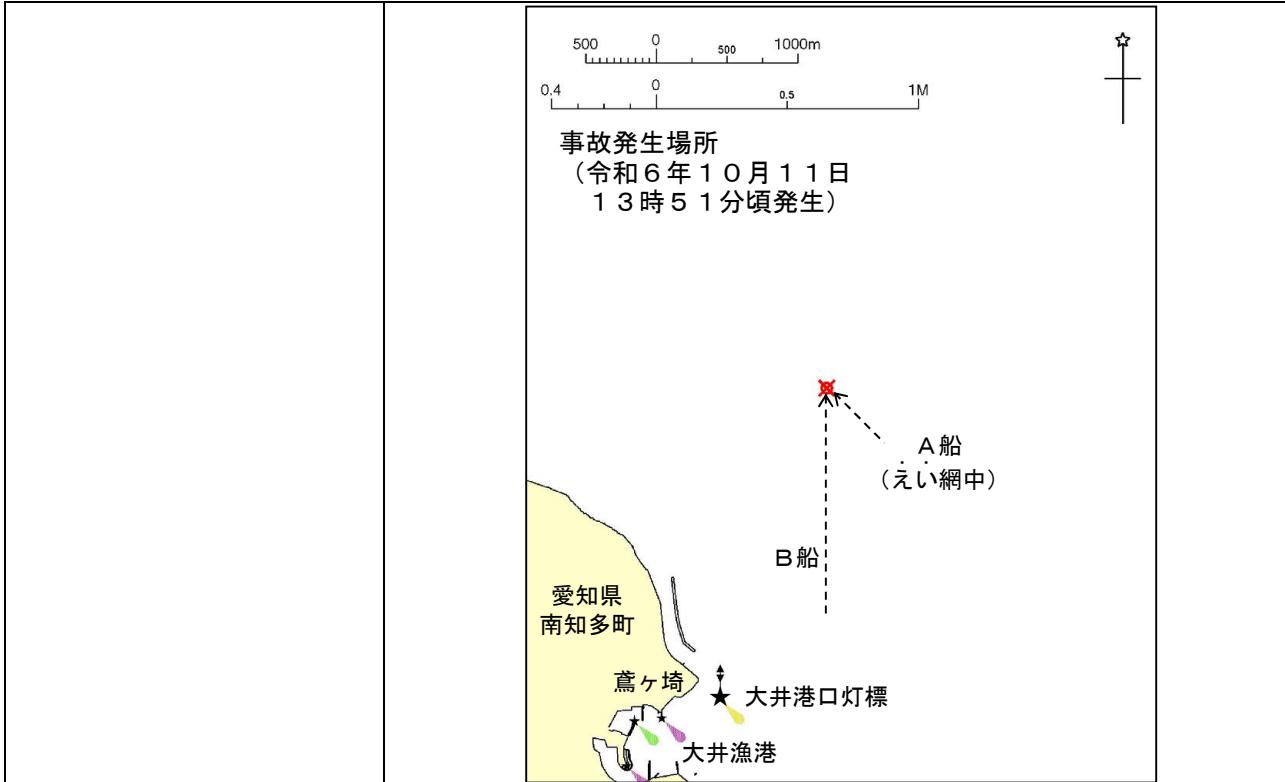


図1 事故発生経過概略図

B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人3人を同乗させ、伊良湖水道南方沖での釣りを終え、自動操舵により北方の定係地に向かって約15knの速力で北進した。

船長Bは、知人が3人共眠っており、単独で操船に当たっていたところ、気象・海象の状況が良く、周囲に航行の支障となる他船が見当たらなかったので、操舵室を離れ、船尾甲板で釣り具の片付けを行うこととした。

船長Bは、船尾甲板の左舷側に立つと、操舵室区画によって視界を遮られ、右舷船首方を見ることができなかつたが、船首方から左舷方の見張りを行なながら釣り具の片付けを行っていたとき、船体に衝撃を感じ、B船とA船との衝突したことに気付いた。

分析

A船は、えい網しながら北西進中、船長Aが、船尾甲板で漁獲物の選別作業を行い、周囲の見張りを適切に行っていなかつたことから、左舷船尾方から接近するB船に気付くのが遅れ、B船に対して警告信号を行うなどの措置を採ることができず、B船と衝突したものと考えられる。

船長Aは、時折、周囲を見渡して見張りを行っていたものの、漁獲物の選別作業に意識が向いていたことから、接近するB船に気付くのが遅れたものと考えられる。

B船は、北進中、船長Bが、船尾甲板の左舷側で釣り具の片付けを行い、操舵室区画により死角となる右舷船首方の見張りを適切に行ていなかつたことから、えい網中のA船に気付かず、A船と衝突した

	<p>ものと考えられる。</p> <p>船長Bは、航行の支障となる他船はいないと思っていたことから、操舵室を離れ、右舷船首方を見ることができない船尾甲板の左舷側で船首方及び左舷方のみの見張りを行っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船がえい網しながら北西進中、B船が北進中、船長Aが、船尾甲板で漁獲物の選別作業を行い、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、B船と接近していることに気付くのが遅れ、また、船長Bが、船尾甲板の左舷側で釣り具の片付けを行い、操舵室区画により死角となる右舷船首方の見張りを適切に行っていなかったため、A船と接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、操船に意識を集中し、周囲の見張りを適切に行うこと。